

2019年8月6日

お客様 各位

中央労働金庫

## エース預金規定の一部改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

労働金庫では、このたび、下記預金規定に一部記載漏れが判明したため、記載の補充を行い預金規定を改正いたしましたのでお知らせいたします。なお、改正後の新规定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 1. 改正する規定

- ・エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定
- ・エース預金「確定日型（ワイド型）」規定
- ・エース預金「年金型（ワイド型）」規定

### 2. 改正内容

エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定（抜粋）	
6.（利息）	
(1)～(3)、(5)省略	
(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 8(3)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算します。	
① 省略	
② スーパー定期（6 か月複利計算または単利計算）または大口定期（単利計算）の場合	
A. <u>預入日から満期日までの期間が 10 年以上の場合</u>	
a. 1 年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② もしくは③の適用利率×5%のいずれか低い利

	<u>率</u>
b. 1年以上2年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② もしくは③の適用利率×10%のいずれか低い利 率
	<u>率</u>
c. 2年以上3年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)② もしくは③の適用利率×20%のいずれか低い利 率
	<u>率</u>
d. 3年以上4年未満	前記(1)②または③の適用利率×30%
e. 4年以上5年未満	前記(1)②または③の適用利率×40%
f. 5年以上6年未満	前記(1)②または③の適用利率×50%
g. 6年以上7年未満	前記(1)②または③の適用利率×60%
h. 7年以上8年未満	前記(1)②または③の適用利率×70%
i. 8年以上9年未満	前記(1)②または③の適用利率×80%
j. 9年以上10年3か月未満	前記(1)②または③の適用利率×90%

**B. 預入日から満期日までの期間が7年以上10年未満の場合**

a. 1年未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)②も しくは③の適用利率×10%のいずれか低い利率
b. 1年以上1年6か月未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)②も しくは③の適用利率×20%のいずれか低い利率
c. 1年6か月以上2年未満	前記(1)②または③の適用利率×30%
d. 2年以上2年6か月未満	前記(1)②または③の適用利率×40%
e. 2年6か月以上3年未満	前記(1)②または③の適用利率×50%
f. 3年以上4年未満	前記(1)②または③の適用利率×60%
g. 4年以上5年未満	前記(1)②または③の適用利率×70%
h. 5年以上6年未満	前記(1)②または③の適用利率×80%
i. 6年以上10年未満	前記(1)②または③の適用利率×90%

**C. 預入日から満期日までの期間が5年以上7年未満の場合**

a. 1年6か月未満	解約日における普通預金の利率または前記(1)②も しくは③の適用利率×10%のいずれか低い利率
b. 1年6か月以上3年未満	前記(1)②または③の適用利率×20%
c. 3年以上4年未満	前記(1)②または③の適用利率×40%
d. 4年以上7年未満	前記(1)②または③の適用利率×70%

D. 預入日から満期日までの期間が4年以上5年未満の場合

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <u>a. 1年6か月未満</u>        | <u>解約日における普通預金の利率または前記(1)②もしくは③の適用利率×10%のいずれか低い利率</u> |
| <u>b. 1年6か月以上2年6か月未満</u> | <u>前記(1)②または③の適用利率×20%</u>                            |
| <u>c. 2年6か月以上3年未満</u>    | <u>前記(1)②または③の適用利率×30%</u>                            |
| <u>d. 3年以上5年未満</u>       | <u>前記(1)②または③の適用利率×60%</u>                            |

E. 預入日から満期日までの期間が3年以上4年未満の場合

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| <u>a. 1年未満</u>        | <u>解約日における普通預金の利率または前記(1)②もしくは③の適用利率×20%のいずれか低い利率</u> |
| <u>b. 1年以上1年6か月未満</u> | <u>前記(1)②または③の適用利率×40%</u>                            |
| <u>c. 1年6か月以上2年未満</u> | <u>前記(1)②または③の適用利率×50%</u>                            |
| <u>d. 2年以上4年未満</u>    | <u>前記(1)②または③の適用利率×70%</u>                            |

F. 預入日から満期日までの期間が3年未満の場合

- |                     |   |
|---------------------|---|
| <u>a. 6か月未満</u>     | <u>解約日における普通預金の利率または前記(1)②もしくは③の適用利率×30%のいずれか低い利率</u> |
| <u>b. 6か月以上1年未満</u> | <u>前記(1)②または③の適用利率×50%</u>                            |
| <u>c. 1年以上3年未満</u>  | <u>前記(1)②または③の適用利率×70%</u>                            |

エース預金「確定日型（ワイド型）」規定（抜粋）

6. (利息)

(1)~(3)、(5)省略

(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 8(3)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算します。

① 省略

② スーパー定期または大口定期の場合（単利計算）

A. 預入日から満期日までの期間が3年未満の場合

- |                 |  |
|-----------------|--|
| <u>a. 6か月未満</u> | <u>解約日における普通預金の利率または前記(1)②の適用利率×30%のいずれか低い利率</u> |
|-----------------|--|

b. 6 か月以上 1 年未満 前記(1)②の適用利率×50%

c. 1 年以上 3 年未満 前記(1)②の適用利率×70%

B. 預入日から満期日までの期間が 3 年の場合

a. 1 年未満 解約日における普通預金の利率または前記(1)②  
の適用利率×20%のいずれか低い利率

b. 1 年以上 1 年 6 か月未満 前記(1)②の適用利率×40%

c. 1 年 6 か月以上 2 年未満 前記(1)②の適用利率×50%

d. 2 年以上 3 年未満 前記(1)②の適用利率×70%

エース預金「年金型（ワイド型）」規定（抜粋）

7. (利息)

(1)～(3)、(5)省略

(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 9(3)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算します。

① 省略

② スーパー定期または大口定期の場合（単利計算）

A. 預入日から満期日までの期間が 3 年未満の場合

a. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率または前記(1)②  
の適用利率×30%のいずれか低い利率

b. 6 か月以上 1 年未満 前記(1)②の適用利率×50%

c. 1 年以上 3 年未満 前記(1)②の適用利率×70%

B. 預入日から満期日までの期間が 3 年の場合

a. 1 年未満 解約日における普通預金の利率または前記(1)②  
の適用利率×20%のいずれか低い利率

b. 1 年以上 1 年 6 か月未満 前記(1)②の適用利率×40%

c. 1 年 6 か月以上 2 年未満 前記(1)②の適用利率×50%

d. 2 年以上 3 年未満 前記(1)②の適用利率×70%

**3. 適用開始日**

2019年8月7日（水）

#### 4. 本件についてのお問い合わせ先

お客様相談デスク 0120-86-6956

(受付時間 平日 午前 9 時～午後 6 時)

以 上